

北方町公私連携保育法人候補者 選考方法基準

令和3年5月20日

1 選考の概要

(1) 選考基準の位置付け

この選考基準は、北方町の公私連携保育法人候補者を選定するにあたり、「北方町公私連携保育法人選定委員会」（以下「委員会」という。）において、公私連携保育法人候補者を選定するための方法、審査基準等を示すものである。

(2) 基本的考え方

選考にあたっては、各委員の意見を尊重し反映することとし、次に掲げる視点から審査を行い、最も優れた応募者を公私連携保育法人候補者として選定するものとする。

- ① 安定した経営が確保できるものであること。
- ② 信頼できる良好な教育・保育の実施が可能であること。
- ③ 教育・保育の質の向上に対する取組みが期待できるものであること。
- ④ 北方町の特色を十分に生かした取組みが期待できるものであること。

(3) 選考方法

選考は、町が実施する基礎審査と、委員会が実施する書類審査、プレゼンテーション審査によるものとする。

① 町が実施する基礎審査

書類審査の一部として、応募資格及び条件を満たしているかどうかについて確認する。

② 委員会が実施する書類審査、プレゼンテーション審査

ア 書類審査：応募者から提出された申込書の記載内容並びに添付書類を審査する。

イ プレゼンテーション審査：応募者によるプレゼンテーションにより、事業内容等を審査する。

(4) 評価（採点）方法

- ① 書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、評価（採点）する。
- ② 評価は各委員が行い、各委員の評価した点数をもとに順位付けし、公私連携保育法人を選定する。

2 基礎審査

基礎審査では、提出された書類により、応募資格の有無及び条件として示した事項について確認し、資格が無い場合又は条件を満たしていない場合並びに指導監査結果

において特に問題ありと指摘されている場合は失格とする。

3 書類審査及びプレゼンテーション審査

(1) 書類審査及びプレゼンテーション審査は、次の区分により審査する。

- ①法人の概要
- ②法人の経営状況
- ③全体計画
- ④収支計画
- ⑤職員配置の考え方等
- ⑥安全対策・危機管理体制
- ⑦教育・保育内容
- ⑧支援を必要とする園児（利用児童）等への対応
- ⑨給食
- ⑩子育て支援
- ⑪公私連携型認定こども園として配慮する点
- ⑫町内の公私連携型認定こども園や町立認定こども園等との連携

(2) 書類審査

書類審査では、申請書の記載内容を客観的に判断するとともに、内容から受ける印象も含め、各委員の専門的見地から判断し、評価する。

(3) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査では安定した経営及び教育・保育の質の確保が可能であるかどうかを判断するとともに、見識と意欲、能力を有し信頼できる法人であるかどうかを判断し評価する。ただし、発表技術が未熟であることも想定されることからプレゼンテーションの技術よりもプレゼンテーションの内容を評価するものとし、プレゼンテーションの技術については評価しない。

(4) 議論

プレゼンテーション審査の実施後、3（1）の区分について別表1「公私連携保育法人選定評価（採点）表」に基づき、各委員の専門的見地から提案内容について確認し、意見や助言等を論じ合う場を設ける。

4 評価（採点）

各委員は、書類審査及びプレゼンテーション審査をもとに別表1「公私連携保育法人選定評価（採点）表」により各応募者の評価を行う。（配点合計：100点）

(1) 評価（採点）は、採点項目（以下「項目」という。）ごとに次の4段階評価を点数化し評価する。

- ① 4：優れている

② 3：やや優れている

③ 2：普通

④ 1：悪い

(2) どうしても判断がつかない項目がある場合、その項目については全ての応募者に評価をつけない。この場合において、配点合計からその項目分の点数（1項目あたり4点）を減ずるものとし、評価をつけなかった項目にその旨をわかりやすく明示する。

(3) 応募法人数にあわせて別表1「公私連携保育法人選定評価（採点）表」及び別表2「公私連携保育法人 選定順位集計表」の評価等の枠を増やすものとする。

5 採点・順位付け方法

(1) 各委員が書類審査及びプレゼンテーション審査を通じて別表1「公私連携保育法人選定評価（採点）表」にて評価を行い、応募者ごとに点数の集計をし、各委員における順位付けを行う。

(2) 別表2「公私連携保育法人 選定順位集計表」により、応募者ごとに各委員の点数を集計した合計点数により候補者選定の順位付けを行う。

(3) 別表2「公私連携保育法人 選定順位集計表」の集計により、順位が同位となる場合は、各委員の上位選択の多い応募者を上位とする。それでも上位者が決まらない場合は委員の協議により決定する。

(4) 一者しか応募者がいない場合には順位付けができないため、各委員の別表1「公私連携保育法人選定評価（採点）表」の点数を合計した結果が配点合計の半分未満であった場合には、「該当者なし」とする。

6 公私連携保育法人候補者の選定

順位が1位の応募者を公私連携保育法人候補者として選定する。

7 情報公開基準

(1) 公私連携保育法人候補者の選定における情報公開

対象内容	公開・非公開の区分
応募者名	候補者として選定した応募者名のみ公開 その他の応募者名は非公開
各委員の採点表	非公開
応募者の順位結果	応募者に対しては当該応募者の順位結果を公開

委員会の会議録	非公開
委員の氏名	非公開

(2) 非公開、一部公開の理由

- ① 委員の応募者に対する評価内容、採点結果等については、応募者又はその関係者にとって、今後の社会活動における不利益を生じる恐れがあるため。
- ② 選定委員会において、委員の自由な議論や選考を保障するため。
- ③ 委員及び応募者のプライバシーを保護する必要があるため。

別表 1

公私連携保育法人選定基準 評価（評点）表

委員名： _____

区分	審査・評価項目		法人A	法人B	
法人運営	法人の概要	①法人概要、沿革、保育所等の運営経験 ②理念、応募の動機・理由	○保育所等を現に運営している保育法人のこれまでの保育所等の運営経験は将来に期待できるものか。 ○認定こども園の運営に熟意があり、期待が持てるものであるか。	4・3・2・1 4・3・2・1	
	法人の経営状況	①法人の経営状況、将来性 ②法人の第三者評価についての考え方	○健全な財政状況が考えられる内容であり、将来に期待が持てるものとなっているか。 ○財源及び資金に確実性があり、将来にわたっての安定的な運営が期待できるものとなっているか（就業規定、給与規定の状況等）。 ○福祉サービス第三者評価の受審により、良い点を伸ばし、改善が必要な点は早期に対応するなど質の向上に活かせる考え方となっているか。また受審の頻度はどうか。	4・3・2・1 4・3・2・1	
組織・体制等	全体計画	①基本理念、認定こども園の種類、定員等	○法人が実施する教育・保育内容、基本理念や目指す方向等の考え方は期待が持てるか。 ○地域との連携や保護者の意向等を考慮する姿勢は具体的であるか。	4・3・2・1	
		②開園日・開園時間		4・3・2・1	
		③教育・保育方針	○職員の行動規範となるような具体的な内容であるか。	4・3・2・1	
		④組織計画	○職員の勤務体制等は、教育・保育の内容や定員等に合わせた考えられているか。	4・3・2・1	
収支計画	①収支予算計画	○予算は妥当であるか。 ・借入金の弁済方法、取支、職員処遇等の費用は適切か	4・3・2・1	4・3・2・1	
	②保育料以外の実費徴収等	・保育料以外の保護者への負担については、妥当か（用品の負担額など）			
職員配置の考え方等	①職員の配置、人材育成の考え方（人数、経験年数等）	○職員の配置に関する基準等を満たすことが確認できる等、職員の配置人数、幅広い年齢層や経験・実績を有する職員の確保が認定こども園の種類にあわせて具体的に計画されているか。 ○職員の研修計画及び研究活動に対する考え方は具体的であるか。	4・3・2・1	4・3・2・1	
		○安全対策・衛生管理・情報管理に関して、十分な配慮がされたものとなっているか。 ・マニュアルの活用等具体的な取組みがあるか	4・3・2・1	4・3・2・1	
教育・保育の提供内容等	教育・保育内容	①教育・保育計画の概要	○年齢別発達段階の内容の理解及び一人ひとりの園児の発達状況に配慮した教育・保育計画となっているか。 ○園児の保健衛生（健康管理など）に関する取組みは具体的か。 ○サービス向上に資する取組みが考えられているか。	4・3・2・1	4・3・2・1
			○現状の教育・保育等について理解し、保護者の意向に沿った教育・保育計画となっているか。	4・3・2・1	4・3・2・1
			○年間の事業（行事）の計画性、継続性に配慮し、その事業の目的は具体的か。	4・3・2・1	4・3・2・1
				4・3・2・1	4・3・2・1
	支援を必要とする園児（利用児童）等への対応	①障がいのある園児やその他支援を要する園児への配慮及びその保護者への対応等 ②虐待の疑いにより支援が必要な園児への配慮及びその保護者への対応	○障がい児等をどの程度積極的に受け入れる姿勢があるか。 ・受け入れ態勢や障がい児への配慮がうかがえるか ○障がい等の理解及び障がい児等への支援に対する配慮がされているか。 ・障がい児保育の内容や方法、関係機関との連携 ・保護者への対応姿勢	4・3・2・1	4・3・2・1
			○虐待の疑いのある園児やその保護者に対する対応姿勢、また、関係機関（子相、警察、学校、町要対協等）との連携は考えられているか。	4・3・2・1	4・3・2・1
	給食	①給食提供の方法 ②アレルギー症状のある園児への配慮及びその保護者への対応 ③食育計画	○献立、調理方法等の考え方は具体的か。 ○アレルギー症状のある園児の状況に対する配慮は考えられているか。	4・3・2・1	4・3・2・1
			○食育に対する考え方や取組みは、「食」を学ぶものとなっているか。	4・3・2・1	4・3・2・1
				4・3・2・1	4・3・2・1
	子育て支援	①地域の子育て支援の方法 ②地域との連携・交流	○地域の未就園児及び子育て支援に対する積極性があるか。 ○一時預かり事業に対する考え方は保護者の意向に沿ったものとなっているか。	4・3・2・1	4・3・2・1
○地域とのふれあいの場の提供など地域連携や地域交流を積極的に行う姿勢がどの程度うかがえるか			4・3・2・1	4・3・2・1	
公私連携型認定こども園として配慮する点	①保護者等との連携 ②小学校との接続 ③特色ある取り組みや提案 ④施設整備計画	○教育・保育等を実施するにあたり、保護者、地域関係者から意見を聞くための取組みやその意向に配慮する姿勢がうかがえるか。	4・3・2・1	4・3・2・1	
		○教育・保育内容を理解し、公私連携型認定こども園から小学校の学習や生活などへ滑らかに接続できるような取組みが考えられているか。	4・3・2・1	4・3・2・1	
		○園児等が過ごしやすい環境への配慮や施設整備の考え方を持っているか。 ○送迎時における交通安全対策等の施設整備の考え方を持っているか。	4・3・2・1 4・3・2・1	4・3・2・1 4・3・2・1	
			4・3・2・1	4・3・2・1	
町内の公私連携型認定こども園や町立認定こども園等との連携	①町内の公私連携型認定こども園や町立認定こども園等との連携 ②1法人が2箇所以上の公私連携型認定こども園の運営をする場合等、募集保育所同士の連携	○町内の他の公私連携型認定こども園や町立保育園、町立認定こども園との連携がどの程度考えられているか。 ○町立保育園から公私連携型認定こども園に移行する際の保育の引継ぎは具体的に考えられているか。	4・3・2・1	4・3・2・1	
		○1法人が2箇所以上の公私連携型認定こども園の運営の提案を積極的に行うなど、町の保育行政に協力する姿勢や募集保育所同士の連携がどの程度考えられているか。	4・3・2・1	4・3・2・1	

※ 判断がつかない採点項目がある場合、その採点項目については全ての応募者に評価をつけない。

※ 応募法人数にあわせて評価等の枠を増やすこと。

順位表	1位	2位
合計点数及び 応募法人名	点/100点	点/100点

評価（採点）
4点：大変良い
3点：良い
2点：普通（どちらでもない）
1点：悪い

別表2

公私連携保育法人 選定順位集計表

	法人A		法人B	
	順位	点数	順位	点数
委員1	位	点	位	点
委員2	位	点	位	点
委員3	位	点	位	点
委員4	位	点	位	点
委員5	位	点	位	点
委員6	位	点	位	点
委員7	位	点	位	点
委員8	位	点	位	点
委員9	位	点	位	点
委員10	位	点	位	点
委員11	位	点	位	点
委員12	位	点	位	点
委員13	位	点	位	点
委員14	位	点	位	点
合計	位	点	位	点

※応募法人数にあわせて評価等の枠を増やすこと。

順位	法人名	合計点数
1位		点
2位		点